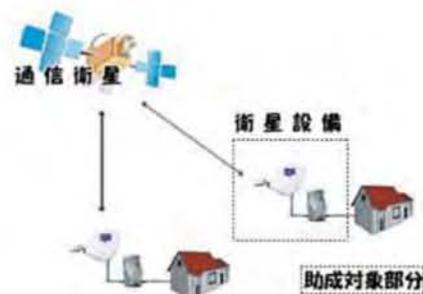


衛星などを利用した ブロードバンド設備の 設置を支援します



本町では、ブロードバンド接続が困難な地域に無線LAN整備を行い、ブロードバンド接続可能区域の拡大をしてきました。今年度は新たに衛星などを利用したブロードバンド設備設置に対する支援制度を4月から始めます。

この支援制度は、地理的・地形的な問題により無線LANへの接続が困難な場合や無線LANに接続するための建柱などの特別な工事費が発生する世帯に、ブロードバンド設備設置に対する初期費用の一部を支援するものです。なお、この支援制度は個人負担額が31,500円を超えた場合に対象となります。
(例)衛星インターネット設備設置の場合…初期費用315,000円のうち、初期費用と個人負担の差額283,500円を支援します。

支援制度の詳しい内容や手続きは、役場ホームページ（アドレスは30ページ参照）をご覧ください。下記に問い合わせください。

■問い合わせ／役場総務課電算管理係（2階⑫番窓口☎485-2111内線218）

4月2日
から

開発センターで住民票と印鑑登録証明書を交付開始!!



住民票と印鑑登録証明書の交付を役場住民課町民係、磯分内酪農センター、虹別酪農センター、茶安別農村環境改善センター、阿歴内公民館、塘路住民センターのほか、新たに開発センターでも開始します。

これまでと同様に窓口に来られた方の本人確認（運転免許証などによる確認）を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

※開発センターでは戸籍証明書の交付は行いませんので、ご注意願います。

■時間／平日の午前8時45分～午後5時30分（土・日曜日・祝日および12月31日～1月5日は除く）

■問い合わせ／役場住民課町民係（1階①番窓口☎485-2111内線124）

磯分内終末処理場 運転開始



本町4カ所目の下水道処理施設となる磯分内終末処理場が平成24年2月に完成し3月より運転を開始しています。

現在は磯分内公営住宅などの汚水を取り込み、処理をしています。個人住宅の水洗化は、6月以降に一部区間を除き下水道本管の工事が完了している地域から接続が可能となります。

下水道本管工事は平成24年度も引き続き施工する予定です。今後も下水道事業の運営にご理解とご協力をお願いします。

固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、関係者が土地、家屋の評価額などを記載している台帳を見ることができるといえます。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができるといえます。

評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形で閲覧申請はできませんが、「常盤〇〇丁目〇〇番」というようにその物件の所在などをあらかじめ調べると、閲覧申請することができます。

また、今年（2023年）は3年に一度の固定資産評価替えの年です。これらの見直しは、家屋については建築費用、土地については鑑定価格などを基に行います。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

■手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）
■縦覧期間／4月1日～6月1日（土・日曜日、祝日は除く）、午前8時45分～午後5時30分

■縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係

（1階⑧番窓口 ☎485-2111 内線152）



しべちや斎場を 利用される方へ

しべちや斎場では、火葬中のダイオキシン類の発生を抑制するため、衣類や書類などの副葬品をひつぎに入れることを制限しています。副葬品の燃焼によりダイオキシン類が発生するとともに、ご遺体を汚損する恐れもありますので、副葬品の自粛にご協力ください。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係

（1階③番窓口 ☎485-2111 内線125）

個人住民税の 確定申告が必要です

個人住民税は、1月1日に本町に住所がある方を対象に均等割と所得割の合計額を課税しています。

対象となる納税義務者や課税標準額を確定するため、原則として、毎年3月15日までに申告書を提出しなければなりません。

所得が確定しないと、「所得に関する証明書（所得証明書、課税証明書及び非課税証明書など）」の発行ができません。

なお、申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡してください。

また、次の方は個人住民税の申告書を提出したものとみなされますので、改めて提出する必要はありません。

☆前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合は、その日に個人住民税の申告書を提出したものとみなします。個人住民税で付け加えて記入した事項は、すべて個人住民税の申告書に記載されたものとみなします。ただし、所得税では確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられていますので注意してください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合は、後日申告の依頼通知をします。

■問い合わせ／役場税務課税務係

（1階⑧番窓口 ☎485-2111 内線154）



確定申告が 間違っていた ときは

確定申告書を提出した後に計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた方やうっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認してみてください。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出すると正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

■問い合わせ／

●釧路税務署（☎0154-31-5100）

●国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）